

●介護保険のしくみ

介護保険の加入者となる人は

鹿児島市に住む40歳以上のみなさんは原則として鹿児島市が運営する介護保険の被保険者（加入者）となります。被保険者は年齢によって第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満）に分けられます。

65歳以上の人は第1号被保険者です



第1号被保険者は原因を問わずに、介護や日常生活の支援が必要となった場合は、鹿児島市の認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。

40歳以上65歳未満の人は第2号被保険者です



第2号被保険者（医療保険加入者に限る）は老化が原因とされる病気（特定疾病）により、介護や日常生活の支援が必要となった場合は、鹿児島市の認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。

特定疾病

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至つたと判断したものに限る）
- 初老期における認知症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脳血管疾患
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 閉塞性動脈硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 脊髄小脳変性症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 脊柱管狭窄症
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 早老症
- 多系統萎縮症

●介護保険の適用を受けない場合

- 鹿児島市に住む、40歳以上の人は原則として介護保険が適用されますが、次の人は適用されません。
- 40歳以上65歳未満の人で、医療保険に加入していない人。
- 在留資格または在留見込期間3か月以下の短期滞在の外国人。
- 指定障害者支援施設など、介護保険の適用除外施設に入所又は入院している人。

もくじ

*掲載している内容については、今後見直される場合があります。

介護保険のしくみ

介護保険の加入者となる人は1
みんなが支え合う制度です2、3

サービスの利用

介護保険のサービスを利用するまでの手続きの流れ4~7

介護保険のサービスの種類

利用できるサービス
居宅(在宅)サービス8~13
施設サービス14、15
地域密着型サービス16~18

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業を利用しよう19~22
認知症の人と家族を支える取組22

サービスを利用するとき

サービス費用のめやす
居宅(在宅)サービス23
施設サービス24、25
負担が高額になったとき26
低所得者に対する利用料減額27

保険料の決め方と納め方

保険料を納めて、
みんなで介護を支えます28、29
65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料30~33
40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)の保険料32

施設一覧

長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)ってどんなところ? ...34
長寿あんしん相談センター(地域包括支援センター)35
居宅介護支援事業所35~38
介護老人福祉施設39、40
介護老人保健施設40
介護医療院40
小規模多機能型居宅介護事業所40、41

介護サービス情報公表システム

全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、インターネットで自由に検索・閲覧できるシステムです。ぜひご利用ください。

スマホ、PCでカンタン検索!



令和5年4月から オンライン申請できる手続きが増えました!

市役所へ行くことなく、いつでもどこでも申請できて便利です。



<対象手続き>

要介護・要支援の認定申請、居宅介護福祉用具購入費・住宅改修費の支給申請、被保険者証の再交付申請など15手続き

<必要なもの>

マイナンバーカードとスマートフォンなど

※一部、添付書類の提出が必須の手続きがあります。

詳しくは、市ホームページをご確認ください。

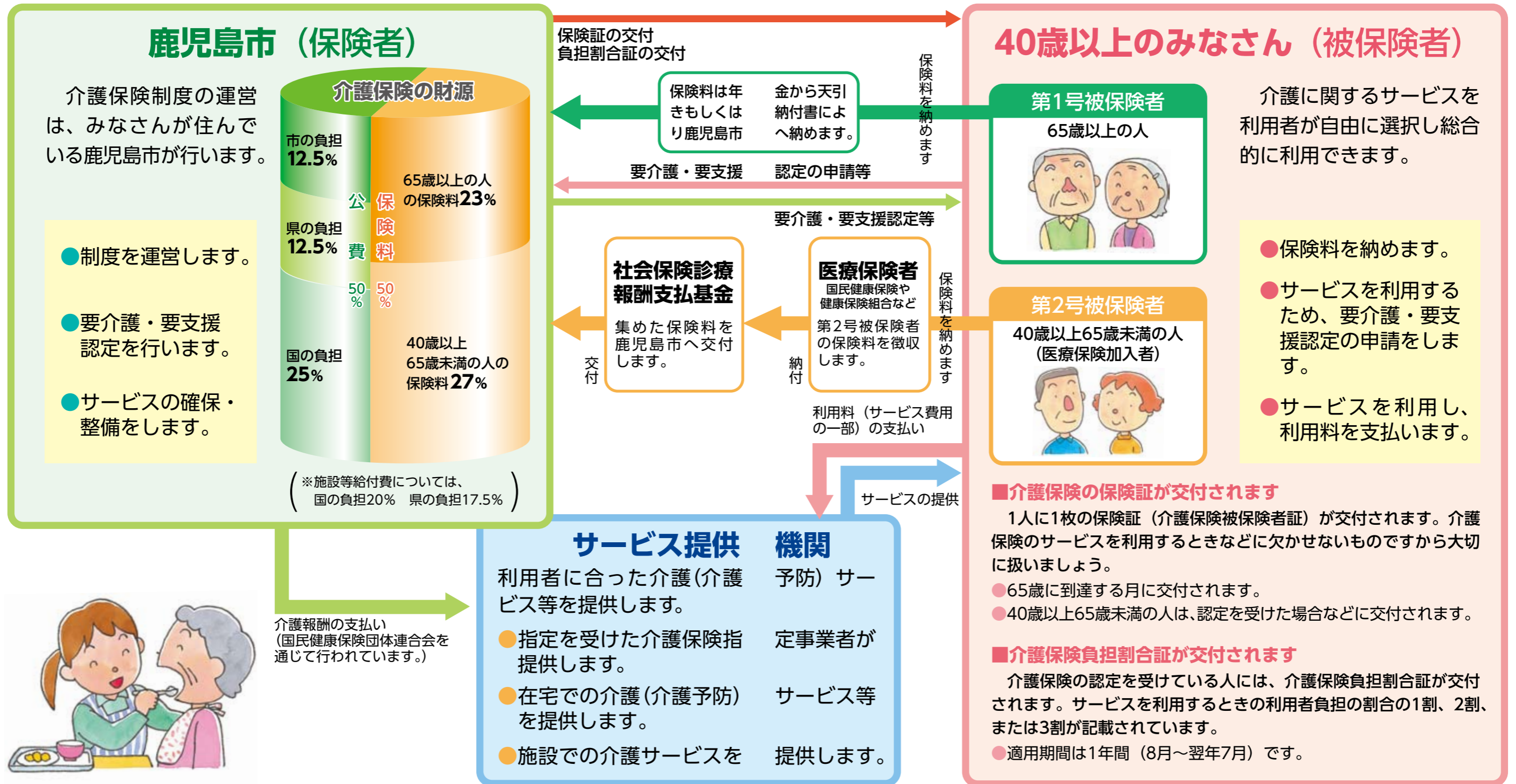
<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/kaigohoken/kaigooss.html>

みんなが支え合う制度です

介護保険制度は、みなさんの住む鹿児島市が保険者となって運営します。40歳以上の人々が被保険者（加入者）となって保険料を負担し、介護が必要と

認定されたときには、利用料（費用の一部）を支払って介護サービスを利用するしくみとなっています。

介護保険制度のしくみ



●サービスの利用

介護保険のサービスを利用するまでの手続きの流れ

認定申請

介護（介護予防）サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用する必要がある人は、本人または家族が介護保険の窓口申請してください。

また、申請に行くことができない場合などには、長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）や居宅介護支援事業所、介護保険施設に代行してもらうことができます。

- 申請に必要なもの**
- 要介護・要支援認定申請書
※主治医の氏名等の記載が必要です。
※原則としてマイナンバーを記入します。
またマイナンバー確認と本人または代理人の身元確認書類等が必要です。
 - 介護保険被保険者証
 - 健康保険被保険者証

●認定調査

認定調査員が本人と面接し、心身の状況などについて、本人・家族などから聞き取り調査を行います。

●主治医意見書

本人の主治医に、心身の状況についての意見書を作成してもらいます。



審査・判定

コンピュータ判定（一次判定）の結果と特記事項、主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分等の判定が行われます。

- コンピュータ判定
- 特記事項
- +
- 主治医意見書

認定調査について

申請後認定調査員が、あらかじめ調査実施日時を調整した上で認定調査に伺います。調査項目は74項目です。実際のご本人の状態や介助の程度をありのままに見させていただき、普段の様子などもお聞きします。できる限り家族などが立ち会いをして、ご本人やご家族が普段困っていることや不便に思っていることは、具体的に遠慮なく調査員にお伝えください。

●介護認定審査会



認定調査の結果等と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。（二次判定）

●認定

介護を必要とする程度（要介護状態区分等）が認定されます。

- 非該当(自立)
- 要支援1
- 要支援2
- 要介護1
- 要介護2
- 要介護3
- 要介護4
- 要介護5

認定結果の通知



原則として申請から30日以内に、鹿児島市から認定結果が通知されます。

更新

認定には有効期間があります。引き続きサービスを利用したい場合には、有効期間満了前に認定の更新または変更の申請をしてください。更新時期になりましたら、文書でお知らせします。

- 介護の必要の程度に変化がない場合は → 更新の申請をします
- 介護の必要の程度に変化があった場合は → 変更の申請をします（この申請は、いつでも可能です。）
- 介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場合は → 更新の申請ではなく、より簡単な手続きを選ぶこともできます

サービスを利用する

介護サービス、介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を行う事業者と契約し、ケアプラン・介護予防ケアプラン等に基づいてサービスを利用します。原則として利用者負担額は所得等に応じて費用の1割、2割、または3割です。

※非該当の人

介護（介護予防）サービスの利用はできませんが、健康相談などの一般介護予防事業が利用できます。また、基本チェックリストの実施により生活機能の低下が認められる人（事業対象者）は、「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

ケアプラン・介護予防ケアプラン等の作成



要介護1～5または要支援1・2と認定された人、事業対象者の人は、どんなサービスをどれくらい利用するかというケアプランまたは介護予防ケアプラン等を作成する必要があります。（P35～41に施設一覧あり）

●ケアプランの作成依頼（要介護1～5と認定された人）

指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に、介護保険の保険証を添えて申し込みます。

●介護予防ケアプラン等の作成依頼（要支援1・2と認定された人、事業対象者の人）

長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）に介護保険の保険証を添えて申し込みます。
※ケアプラン・介護予防ケアプラン等の作成は全額が保険給付となり自己負担はありません。
※施設に入所する人は、その施設内での施設サービス計画を作成します。

在宅か施設かを選択

●在宅でサービスを利用

要介護1～5の人は、居宅介護支援事業所を決定し、ケアプラン（居宅サービス計画）の作成を依頼します。要支援1・2、事業対象者（※）の人は、お住まいの地区を担当する長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）に介護予防ケアプラン（介護予防サービス計画）等の作成を依頼します。



※「非該当の人」を参照して下さい。

●施設への入所利用

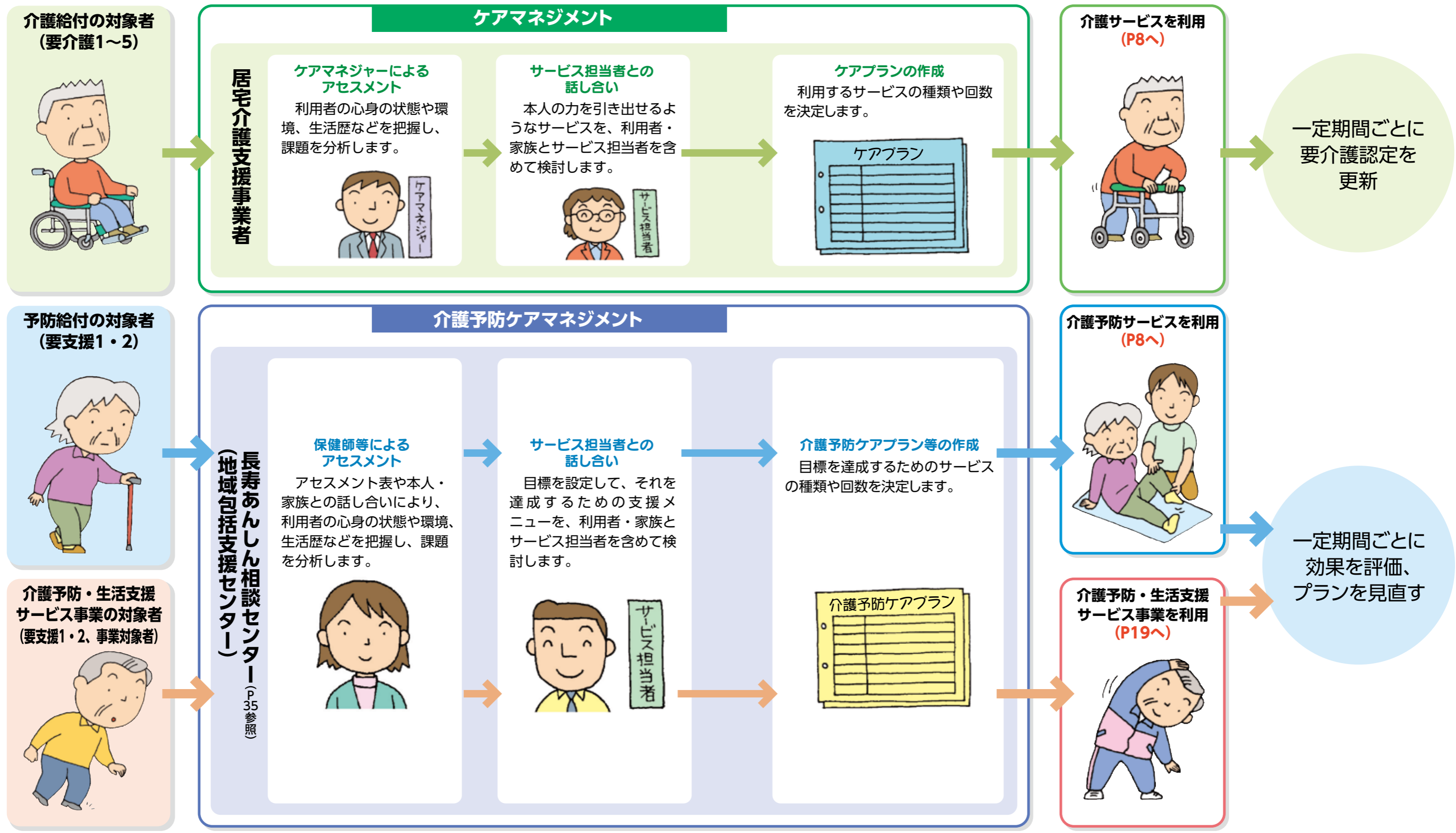
本人か家族が直接施設に申し込みます。（P14参照）



ケアプラン等を作成します

介護サービス、介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業いずれも個人に合わせたケアプラン・介護予防ケアプラン等にもとづきサービスを利用します。

介護サービスはケアマネジャーがケアプランを、介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業は保健師等が中心となって介護予防ケアプラン等を作成します。



●介護保険のサービスの種類

利用できるサービス

利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかに、サービスの内容や地域による加算、居住費等、食費、日常生活費がかかる場合があります。

●居宅(在宅)サービス

家に来てもらって利用する

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。

主なサービス内容

身体介護の例

- 食事や入浴の介助
- おむつの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 洗髪、つめ切り、清拭(体を拭く)
- 通院・外出の付き添い など

生活援助の例

- 食事の準備や調理
 - 衣類の洗濯や補修
 - 掃除や整理整頓
 - 生活必需品の買い物
 - 薬の受け取り など
- ※生活援助を利用できるのは、次の場合です。
- ① 利用者がひとり暮らしの場合
 - ② 利用者の家族などが、障害や疾病の場合
 - ③ 利用者の家族等が障害や疾病でなくても、同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合

乗車・降車の介助の例

- 通院などの際の乗車・降車の介助
- ※要支援1・2の人は利用できません。
- ※乗降に介助が必要な人のみ利用できます。
- ※タクシー代金は介護保険の給付の対象とはなりません。別途自己負担になります。

●利用者負担のめやす

要介護1~5

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	250円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	183円
通院等乗降介助	99円

こんなサービスは介護保険の給付の対象となりません

- 家族のための援助や、家族が行うことが適当である行為
本人以外の家族のための家事、本人が使用する部屋以外の掃除、来客への応接、自動車の洗車など
- 日常生活の援助に該当しない行為
草むしり、花木の水やり、ペットの世話、大掃除、家屋の修理、正月や節句など特別に手間をかけて行う調理 など

要支援1・2の人は、市区町村が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」の「訪問型サービス」を利用します。くわしくはP20へ。



訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護をします。

●利用者負担のめやす

要介護1~5

1回	1,260円
----	--------

要支援1・2

1回	852円
----	------



訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問してリハビリテーションを行います。

●利用者負担のめやす

要介護1~5

1回※	307円
-----	------

要支援1・2

※20分間リハビリテーションを行った場合。



訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

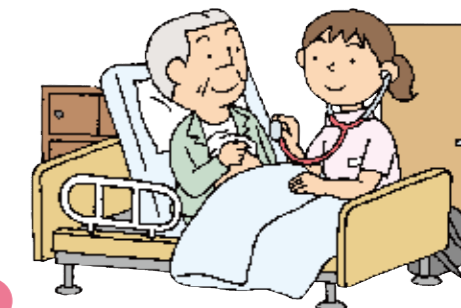
●利用者負担のめやす

要介護1~5

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	470円
病院または診療所から (30分未満の場合)	398円

要支援1・2

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	450円
病院または診療所から (30分未満の場合)	381円



居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、通院が難しい人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

●利用者負担のめやす

(単一建物居住者1人に対して行う場合)

要介護1~5

医師が行う場合 (月2回まで)	514円
--------------------	------

要支援1・2



施設に通って利用する

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練などを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす

（通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合）

要介護1～5

要介護1	655円
要介護2	773円
要介護3	896円
要介護4	1,018円
要介護5	1,142円

※送迎を含む。

要支援1・2の人は、市区町村が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」の「通所型サービス」を利用します。くわしくはP20へ。



通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援のほか、理学療法士や作業療法士などによるリハビリテーションを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす

（通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合）

要介護1～5

要介護1	757円
要介護2	897円
要介護3	1,039円
要介護4	1,206円
要介護5	1,369円

※送迎を含む。

（1か月につき）

要支援1・2

共通サービス

要支援1	2,053円
要支援2	3,999円

※送迎、入浴を含む。

選択的サービス

運動器機能向上	225円
栄養改善	200円
口腔機能向上（Ⅰ）	150円
口腔機能向上（Ⅱ）	160円

選択的サービスを利用できます

介護予防通所リハビリテーションなどで、要支援1・2の人などに提供される選択的サービスとして、以下のようなプログラムを利用できます。利用者の目標に応じて単独、あるいは複数を組み合わせて利用します。

運動器の機能向上

理学療法士などの指導により、ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行います。

栄養改善

管理栄養士などが、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りや食材購入方法の指導、情報提供などを行います。

口腔機能の向上

歯科衛生士や言語聴覚士などが、歯みがきや義歯の手入れ法の指導や、摂食・えん下機能を向上させる訓練などを行います。

短期間施設に入所する

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所している人に、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。

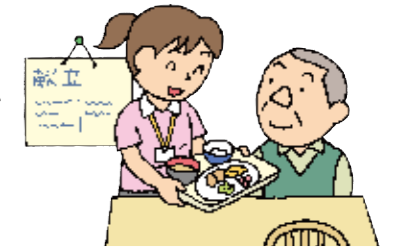
●利用者負担のめやす（併設型の場合・1日）

要介護1～5

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	596円	596円	696円
要介護2	665円	665円	764円
要介護3	737円	737円	838円
要介護4	806円	806円	908円
要介護5	874円	874円	976円

要支援1・2

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	446円	446円	523円
要支援2	555円	555円	649円



短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所している人に、看護や医学的管理下の介護、機能訓練、日常生活上の支援などを行います。

●利用者負担のめやす（介護老人保健施設の場合・1日）

要介護1～5

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	752円	827円	833円
要介護2	799円	876円	879円
要介護3	861円	939円	943円
要介護4	914円	991円	997円
要介護5	966円	1,045円	1,049円

要支援1・2

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	577円	610円	621円
要支援2	721円	768円	782円



入居している施設で利用する

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人に、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす（1日）

要介護1～5

要介護1	538円
要介護2	604円
要介護3	674円
要介護4	738円
要介護5	807円

要支援1・2

要支援1	182円
要支援2	311円



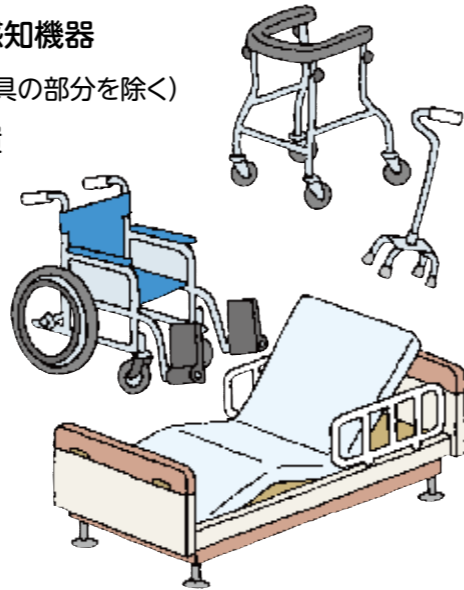
福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りられます。

対象の福祉用具

- ① 車いす
- ② 車いす付属品 (電動補助装置など)
- ③ 特殊寝台
- ④ 特殊寝台付属品 (サイドレールなど)
- ⑤ 床ずれ防止用具
- ⑥ 体位変換器
- ⑦ 手すり (工事をとみなさないもの)
- ⑧ スロープ (工事をとみなさないもの)
- ⑨ 歩行器
- ⑩ 歩行補助つえ
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器
- ⑫ 移動用リフト (つり具の部分を除く)
- ⑬ 自動排泄処理装置

※①～⑥、⑪、⑫の福祉用具は、原則として要介護2～5の人が対象です。
 ※⑬の福祉用具は、原則として要介護4・5の人が対象です。



利用者負担について

レンタル費用の1割、2割、または3割です。限度基準額 (P23参照) が適用されます。用具の種類や事業者により金額は異なりますが、商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

特定福祉用具販売

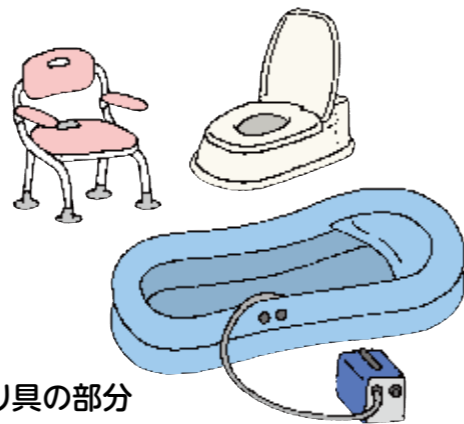
申請が必要です

都道府県等の指定を受けた事業者から福祉用具を購入したとき、同一年度 (4月1日～翌年3月31日) で10万円を上限に購入費の9割、8割または7割が支給されます。

対象の福祉用具

- ① 腰掛便座
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 排泄予測支援機器
- ④ 入浴補助用具
- ⑤ 簡易浴槽
- ⑥ 移動用リフトのつり具の部分

※都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されません。
 ※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。



利用者負担について

購入費用をいったん全額支払い、後日市に申請して9割、8割、または7割分の保険給付を受ける方法 (償還払い) と、費用の1割、2割、または3割のみを支払い、残りの9割、8割、または7割分は市が直接事業者へ支払う方法 (受領委任払い) があります。事業者によっては、受領委任払いを実施していないところもありますので、事前に事業者を確認してください。

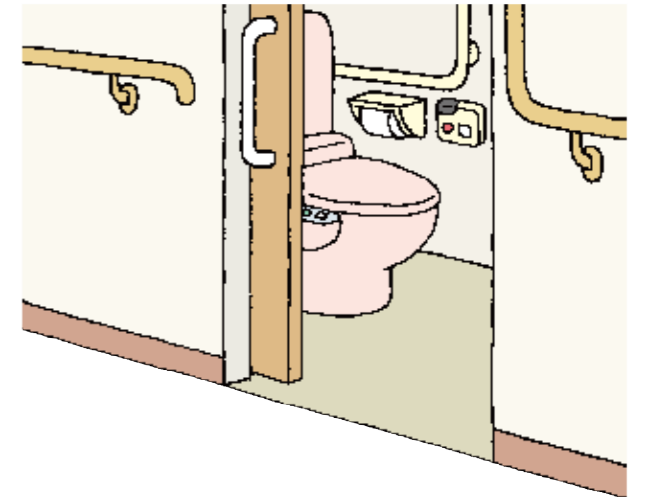
住宅改修費支給

事前の申請が必要です!

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費最大20万円の9割、8割または7割が支給されます。

対象の住宅改修

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- ④ 引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤ 洋式便器などへの便器の取り替え
- ⑥ その他①～⑤に伴い必要な住宅改修



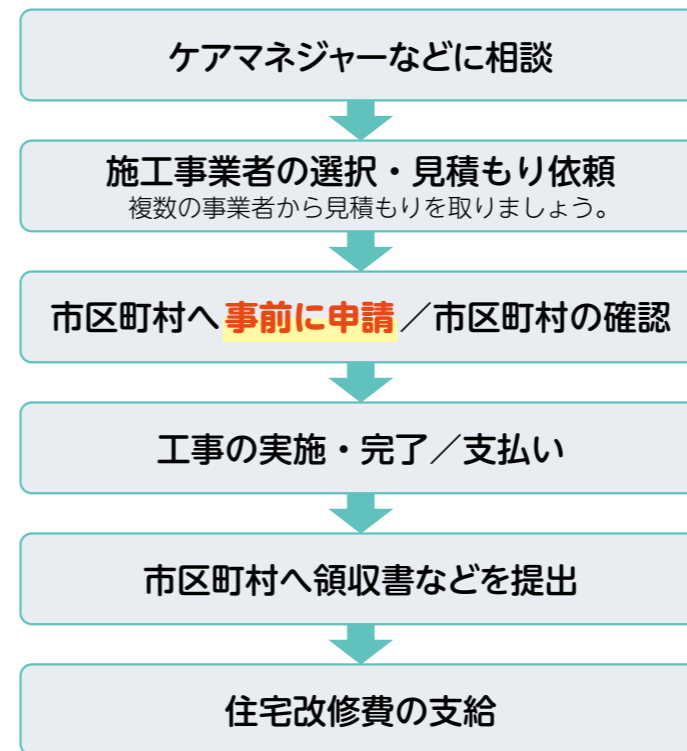
利用者負担について

改修費用をいったん全額支払い、後日市に申請して9割、8割、または7割分の保険給付を受ける方法 (償還払い) と、費用の1割、2割、または3割のみを支払い、残りの9割、8割、または7割分は市が直接事業者へ支払う方法 (受領委任払い) があります。事業者によっては、受領委任払いを実施していないところもありますので、事前に事業者を確認してください。

以下のときに再度給付を受けられる場合があります。

- 転居したとき
- 要介護状態区分が大きく上がったとき

手続きの流れ



事前申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修が必要な理由書 (ケアマネジャー等が作成)
- 改修費見積書 (原本)
- 図面 (工事を行う箇所、内容、規模のわかるもの)
- 住宅所有者の承諾書 (申請者と住宅所有者が異なる場合)
- 改修前の写真 (撮影日の入ったもの)
- 振込先名義人の預金通帳 (償還払いの場合)
- 印かん

完了届に必要な書類

- 住宅改修費完了届
 - 領収書 (原本)
 - 改修完了の写真 (撮影日の入ったもの)
- ※事前申請の内容に変更が生じた場合は、改修費見積書、図面の提出が必要です。

※その他長寿支援課 (☎099-216-1266) では、住宅改修費の助成事業があります。

● 施設サービス (要支援1・2の人は利用できません)

施設に入所する

※4施設とも別途居住費および食費が必要です。(P24、25参照)

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話などを行います。原則として要介護3～5の人が対象です。(要介護1・2の人は特列入所が認められた人のみ利用できます。)



● 利用者負担のめやす (30日の場合)

要介護1～5

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,190円	17,190円	19,560円
要介護2	19,230円	19,230円	21,600円
要介護3	21,360円	21,360円	23,790円
要介護4	23,400円	23,400円	25,860円
要介護5	25,410円	25,410円	27,870円

介護老人保健施設 (老人保健施設)

病状が安定し在宅復帰をめざしている人に、看護や医学的管理下の介護、機能訓練などを行います。



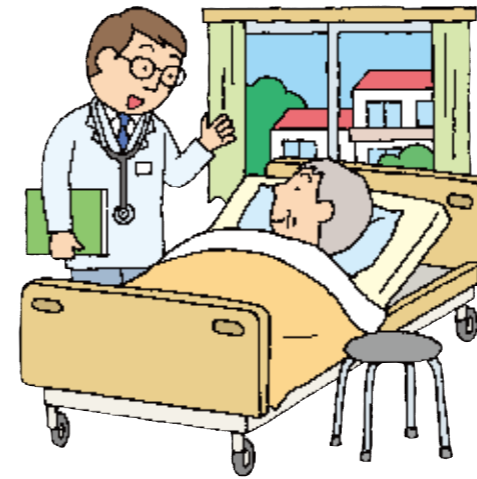
● 利用者負担のめやす (30日の場合)

要介護1～5

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,420円	23,640円	23,880円
要介護2	22,770円	25,080円	25,230円
要介護3	24,630円	26,940円	27,090円
要介護4	26,220円	28,470円	28,680円
要介護5	27,750円	30,090円	30,270円

介護療養型医療施設 (療養病床等) ※令和6年3月末に廃止予定。

長期療養を必要とする人に、療養上の管理や看護、医学的管理下の介護、機能訓練などを行います。



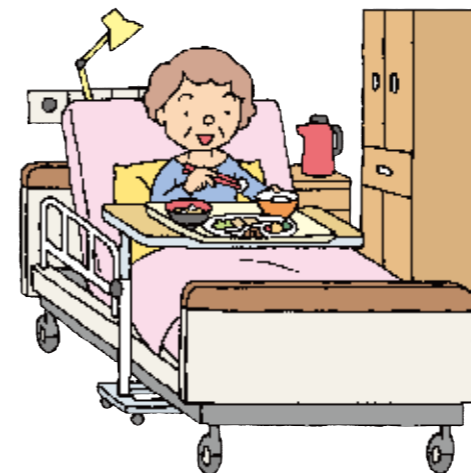
● 利用者負担のめやす (30日の場合)

要介護1～5

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,790円	20,580円	21,180円
要介護2	20,550円	23,430円	24,030円
要介護3	26,670円	29,460円	30,060円
要介護4	29,220円	32,100円	32,700円
要介護5	31,560円	34,380円	34,980円

介護医療院

長期療養を必要とする人に、生活の場としての機能もそなえた施設で、医療と介護を一体的に行います。



● 利用者負担のめやす (30日の場合)

要介護1～5

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,420円	24,750円	25,260円
要介護2	24,720円	28,020円	28,530円
要介護3	31,800円	35,130円	35,640円
要介護4	34,830円	38,130円	38,640円
要介護5	37,530円	40,860円	41,370円

- 従来型個室……ユニットを構成しない個室
- 多床室……ユニットを構成しない相部屋
- ユニット型個室……壁が天井まであり、完全に仕切られている個室
- ユニット型個室的多床室……壁が天井までなく、すき間がある個室

※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです。